

2020年3月13日

代表者各位

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

会長 今井 康夫



高圧ガス保安法令の遵守徹底のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、以下の通り、容器再検査期限等を超過した容器に高圧ガスを充填する法令違反が会員会社において2件発生いたしました。

- ・充填可能期間及び容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計7本に高圧ガスを充填した。
- ・容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計66本に高圧ガスを充填した。

経済産業省からは、これら事案に対し当協会会員各社に今後このようなことが発生しないよう周知徹底の要請がありました。容器再検査期限及び充填可能期限につきましては、高圧ガスの安全性及び容器の健全性を確保するために遵守しなければならず、当協会におきましても、これら事案を重く受け止めております。

つきましては、会員各位におかれまして、以下の点を徹底していただき、再発防止に努めてくださいますよう宜しくお願いいたします。

- ・容器再検査期限及び充填可能期限を超過した高圧ガス容器への高圧ガスの充填を行わないこと。
- ・法令違反又はそのおそれがある事案が生じた場合は、速やかに事業所を管轄する都道府県及び指定都市の産業保安担当に報告すること。

会員各位におかれましては、日頃より法令遵守にご尽力いただいていると存じますが、今一度日常業務を再点検し、同様な法令違反が発生しないよう細心の注意を払い、業務に努めてくださいますよう宜しくお願いいたします。

敬 具